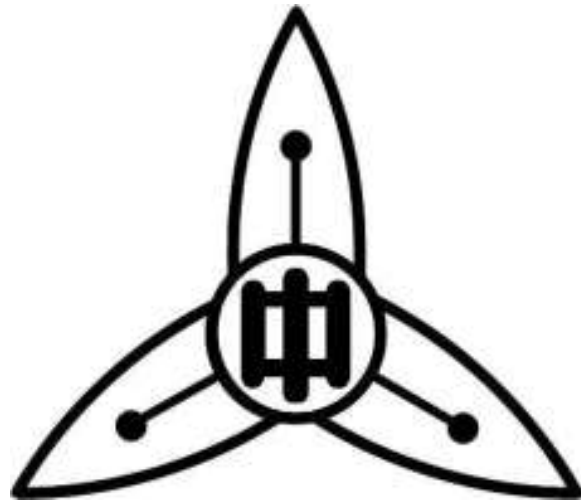


いじめ防止基本方針



令和2年5月

南足柄市立足柄台中学校

本校では、学校教育目標である「知恵・おもいやり・たくましさ」をめざし、互いを思いやり、安心して学校生活を送ることができるように、「いじめをしない・させない・許さない」生徒の育成に努め、次のとおりいじめを防止するための基本的な方針を定めます。

1 いじめの定義

- 「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

2 いじめに対する基本認識

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めたすべての子どもに関係する問題である。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、学校・家庭・地域全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ることができるよう、学校・家庭・地域、各関係機関で情報を交換し合いながら、子どもたちを見守る体制づくりに取り組みます。
- すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめが起きにくい風土をつくるために、互いの存在を認め合う居心地のよい学級・学校づくりに努めるとともに、職員は子どもが困ったときに相談できるよう子どもとの信頼関係づくりに取り組みます。

4 学校におけるいじめの防止等のための組織

いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に迅速に対応できるよう、校長・教頭や総括教諭、教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成します。

また、当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等をさらに加えるなど、柔軟な組織運営を図ります。なお、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体とします。

主な役割は次のとおりとします。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する教職員研修の実施
- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供等

5 いじめの未然防止のための措置

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを学校全体で推進します。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や道徳の時間、総合的な学習の時間、技術・家庭科等の授業で推進します。
- 教職員は、指導に際して、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
- 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。

6 いじめの早期発見のための措置

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係を構築します。
- 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査（心の手紙、生活意識調査）や教育相談等を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

7 いじめの早期解決のための措置

- 生徒がいじめを受けているとの通報を受けたときや生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議（いじめ防止会議）を緊急開催し、情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。
- 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに関係生徒、教職員や保護者も含め、多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意を払います。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有し、連携して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、いじめを受けた生徒を最後まで守り通し、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行います。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

8 家庭との連携

- 生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるように、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

9 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による情報モラル研修や講演会の実施等、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。

10 地域との連携

- 学校運営連携協議会及びスクールコーディネーター連絡会において、いじめに関する学校の課題について地域住民や有識者の意見を聞くなどして、学校と地域が協働でよりよい学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。